

江東区国民保護計画(令和3年度変更)新旧対照表

参考 1

| 新 (変更後) | 旧 (変更前) |
|---|---|
| <p>第1編 総論</p> <p>第1～第3章 省略</p> <p>第4章 区の地理的、社会的特徴</p> <p>(1) 地勢</p> <p>江東区は、東京都の東部に位置し、北は墨田区、西は隅田川を隔て中央区に、また東は荒川及び旧中川を境として江戸川区に接し、南は港区、品川区、大田区に接し東京湾に臨んでいる。三方を海と河川に囲まれており、内部には縦横に河川、運河が走り、極めて長い水防線（防潮堤・河川堤防・水防施設）を擁する地域である。このことは、自然災害に対してのみならず、区民の安全にかかる全ての措置に当たり、本区が考慮すべき第一の地理的特徴である。</p> <p>江東デルタ地帯は、かつて海であったところへ、長期にわたる沖積作用と埋立工事とによって土地が形成されたものである。従って、本区は全般的に軟弱地盤の上、概して地盤高が低い。深川地区の隅田川に近い地域では、満潮面程度もしくは若干高いが、一部に干潮面位のところもある。地盤沈下が続いた城東地区は、その大半が干潮面以下の低地である。近年になって埋め立てられた臨海部は、内陸部に比べ高くなっている。</p> <p>地形的には、概ね平坦で顕著な傾斜地はないが、多数の河川・運河によって地域が細かく区切られており、車両及び人員の移動にあ</p> | <p>第1編 総論</p> <p>第1～第3章 省略</p> <p>第4章 区の地理的、社会的特徴</p> <p>(1) 地勢</p> <p>江東区は、東京都の東部に位置し、北は墨田区、西は隅田川を隔て中央区に、また東は荒川及び旧中川を境として江戸川区に接し、南は東京湾に臨んでいる。三方を海と河川に囲まれており、内部には縦横に河川、運河が走り、極めて長い水防線（防潮堤・河川堤防・水防施設）を擁する地域である。このことは、自然災害に対してのみならず、区民の安全にかかる全ての措置に当たり、本区が考慮すべき第一の地理的特徴である。</p> <p>江東デルタ地帯は、かつて海であったところへ、長期にわたる沖積作用と埋立工事とによって土地が形成されたものである。従って、本区は全般的に軟弱地盤の上、概して地盤高が低い。深川地区の隅田川に近い地域では、満潮面程度もしくは若干高いが、一部に干潮面位のところもある。地盤沈下が続いた城東地区は、その大半が干潮面以下の低地である。近年になって埋め立てられた臨海部は、内陸部に比べ高くなっている。</p> <p>地形的には、概ね平坦で顕著な傾斜地はないが、多数の河川・運河によって地域が細かく区切られており、車両及び人員の移動に</p> |

たっては、全て橋梁を利用しなければならない。

総面積は43.01km²である。特に北部地域では東西の幅が約5kmと狭く、災害の態様によっては、避難やNBC災害時のゾーニング等について、区境を越えた措置の必要性が高いと考えられる。

(2) 省略

(3) 人口

本区の人口は、平成10年から増加に転じ、平成10年1月1日時点で37万1,955人であった人口は、平成27年6月12日には人口が50万人を突破し、令和3年1月1日現在では、52万6,301人まで増加している。

この10年間でみれば、高層のマンション建設が相次いだ豊洲地区の人口増が著しい。多くの区民がマンション等の共同住宅に住む居住実態は、避難住民の誘導等国民保護措置の実施に当たって、十分に考慮すべき点である。

(4) 省略

(5) 鉄軌道及び駅施設

区内には現在、鉄軌道10路線と36箇所の駅があり、その乗降客数は、1日当たり平均約247万人（令和元年度）である。

(6) 省略

(7) 臨海副都心における巨大集客施設等

近年、臨海副都心と呼ばれる青海、有明地区の発展はめざましく、多数の来訪者とともに、約35,000人（令和2年12月1日時点）が働く、広大なエリアへと変貌している。

多くの企業ビル、巨大集客施設を擁するこの地区の存在は、かつて旧下町の町並みと多くの集合住宅とを併せ持つ居住地域を中心

あたっては、全て橋梁を利用しなければならない。

総面積は40.16km²である。特に北部地域では東西の幅が約5kmと狭く、災害の態様によっては、避難やNBC災害時のゾーニング等について、区境を越えた措置の必要性が高いと考えられる。

(2) 省略

(3) 人口

本区の人口は、平成10年から増加に転じ、平成10年1月1日時点で37万1,955人であった人口は、平成27年6月12日には人口が50万人を突破し、平成28年1月1日現在では、50万1,501人まで増加している。

この10年間でみれば、高層のマンション建設が相次いだ豊洲地区の人口増が著しい。多くの区民がマンション等の共同住宅に住む居住実態は、避難住民の誘導等国民保護措置の実施に当たって、十分に考慮すべき点である。

(4) 省略

(5) 鉄軌道及び駅施設

区内には現在、鉄軌道10路線と36箇所の駅があり、その乗降客数は、1日当たり平均約183万6千人（平成27年度）である。

(6) 省略

(7) 臨海副都心における巨大集客施設等

近年、臨海副都心と呼ばれる青海、有明地区の発展はめざましく、多数の来訪者とともに、約39,000人（平成27年12月時点）が働く、広大なエリアへと変貌している。

多くの企業ビル、巨大集客施設を擁するこの地区の存在は、かつて旧下町の町並みと多くの集合住宅とを併せ持つ居住地域を中心

に発展してきた本区にとって、国民保護上留意すべき、地理的、社会的ー大変化である。

第5章 省略

第2編 平素からの備え

第1章 区における組織・体制の整備

1 区の各部・局・室における平素の業務

区の各部・局・室における平素の業務

| 部・局・室名 | 平素の業務 |
|------------------------------------|--|
| 政策経営部 | 1 国民保護対策予算に関すること |
| オリンピック・パラリンピック推進室(以下「オリパラ推進室」とする。) | 2 災害復旧の計画に関すること 3 国民保護に関する広報及び広聴に関すること 4 国民保護に関する報道に関すること |
| 総務部 | 1 国民保護に関する総合調整に関すること |
| 会計管理室 | 2 区国民保護協議会に関すること |
| 選挙管理委員 | 3 区国民保護計画の見直し・変更に関すること |
| 会事務局 | 4 避難実施要領の作成に関すること |
| 監査事務局 | 5 初動体制の整備に関すること 6 職員の参集体制の整備に関すること 7 非常通信体制に関すること 8 区国民保護対策本部等の体制に関すること |

に発展してきた本区にとって、国民保護上留意すべき、地理的、社会的ー大変化である。

第5章 省略

第2編 平素からの備え

第1章 区における組織・体制の整備

1 区の各部・局・室における平素の業務

区の各部・局・室における平素の業務

| 部・局・室名 | 平素の業務 |
|--------------------------------------|--|
| 政策経営部 | 1 国民保護対策予算に関すること |
| オリンピック・パラリンピック開催準備室(以下「オリパラ準備室」とする。) | 2 災害復旧の計画に関すること 3 国民保護に関する広報及び広聴に関すること 4 国民保護に関する報道に関すること |
| 総務部 | 1 国民保護に関する総合調整に関すること |
| 会計管理室 | 2 区国民保護協議会に関すること |
| 選挙管理委員 | 3 区国民保護計画の見直し・変更に関すること |
| 会事務局 | 4 避難実施要領の作成に関すること |
| 監査事務局 | 5 初動体制の整備に関すること 6 職員の参集体制の整備に関すること 7 非常通信体制に関すること 8 区国民保護対策本部等の体制に関すること |

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|
| | <p>9 東京都及び消防署等関係機関との連絡体制の整備に関する事</p> <p>10 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事</p> <p>11 安否情報の収集・提供体制の整備に関する事</p> <p>12 区民の権利・利益の救済に関する手続の整備に関する事</p> <p>13 職員の動員、配備及び給食計画に関する事</p> <p>14 職員の公務災害補償に関する事</p> <p>15 国民保護に関する研修・訓練及び普及・啓発に関する事</p> <p>16 特殊標章等の交付または使用許可の体制に関する事</p> <p>17 警報及び緊急通報並びに避難指示の伝達手段・方法の整備に関する事</p> <p>18 避難誘導體制に関する事</p> <p>19 庁舎・区有施設の応急対策計画に関する事</p> <p>20 備蓄資機材及び物資の配備並びに供給計画に関する事</p> <p>21 物資、資機材、車両の調達計画に関する事</p> <p>22 労働者の雇上げ計画に関する事</p> | | | <p>9 東京都及び消防署等関係機関との連絡体制の整備に関する事</p> <p>10 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事</p> <p>11 安否情報の収集・提供体制の整備に関する事</p> <p>12 区民の権利・利益の救済に関する手続の整備に関する事</p> <p>13 職員の動員、配備及び給食計画に関する事</p> <p>14 職員の公務災害補償に関する事</p> <p>15 国民保護に関する研修・訓練及び普及・啓発に関する事</p> <p>16 特殊標章等の交付または使用許可の体制に関する事</p> <p>17 警報及び緊急通報並びに避難指示の伝達手段・方法の整備に関する事</p> <p>18 避難誘導體制に関する事</p> <p>19 庁舎・区有施設の応急対策計画に関する事</p> <p>20 備蓄資機材及び物資の配備並びに供給計画に関する事</p> <p>21 物資、資機材、車両の調達計画に関する事</p> <p>22 労働者の雇上げ計画に関する事</p> | |
|--|---|--|--|---|--|

| | | | |
|-------|---|-------------|---|
| | <p>2 3 現金及び物品の出納計画に関すること</p> <p>2 4 他の部に属さないこと</p> | | <p>2 3 現金及び物品の出納計画に関すること</p> <p>2 4 他の部に属さないこと</p> |
| 地域振興部 | <p>1 義援金及び義援物資の受領及び配付計画に関すること</p> <p>2 外国人の支援対策に関すること</p> <p>3 日本赤十字社との連絡・調整に関すること</p> <p>4 文化財の保護に関すること</p> <p>5 避難所の設営及び運営計画の協力に関すること</p> | 地域振興部 | <p>1 義援金及び義援物資の受領及び配付計画に関すること</p> <p>2 外国人の支援対策に関すること</p> <p>3 日本赤十字社との連絡・調整に関すること</p> <p>4 文化財の保護に関すること</p> <p>5 避難所の設営及び運営計画の協力に関すること</p> |
| 区民部 | <p>1 被害状況調査及び報告の計画に関すること</p> <p>2 被災証明書の交付体制に関すること</p> <p>3 遺体の収容及び管理運営体制の協力に関すること</p> <p>4 埋火葬許可証の発行体制に関すること</p> <p>5 安否情報の整理等情報活動の支援に関すること</p> <p>6 救助物資等の輸送計画に関すること</p> <p>7 応急給水活動の実施計画に関すること</p> | 区民部 | <p>1 被害状況調査及び報告の計画に関すること</p> <p>2 被災証明書の交付体制に関すること</p> <p>3 遺体の収容及び管理運営体制の協力に関すること</p> <p>4 埋火葬許可証の発行体制に関すること</p> <p>5 安否情報の整理等情報活動の支援に関すること</p> <p>6 救助物資等の輸送計画に関すること</p> <p>7 応急給水活動の実施計画に関すること</p> |
| 福祉部 | <p>1 一般ボランティアの受入及び配置に関すること</p> <p>2 被災者に対する資金貸付に関すること</p> <p>3 災害時の要配慮者（高齢者）対策に関すること</p> | 福祉部 (追加) | <p>1 一般ボランティアの受入及び配置に関すること</p> <p>2 被災者に対する資金貸付に関すること</p> <p>3 災害時の要配慮者（<u>高齢者、障害者等をいう。</u>）対策に関すること</p> <p>4 避難所の設営及び運営計画の協力に関すること</p> |

| | | | |
|--|--|------------------|--|
| | 4 避難所の設営及び運営計画の協力に関する と | | と |
| <u>障害福祉部（追加）</u> | 1 災害時の要配慮者（障害者等）の対策に関する こと。 2 避難所の設営及び運営計画の協力に関する と | <u>（追加）</u> | （追加） |
| 生活支援部 | 1 避難所の設営及び運営計画に関すること 2 避難所運営の活動統制体制に関すること 3 被保護世帯等の調査及び援護に関すること | 生活支援部 | 1 避難所の設営及び運営計画に関すること 2 避難所運営の活動統制体制に関すること 3 被保護世帯等の調査及び援護に関すること |
| 健康部（保健所） <u>新型コロナウイルスワクチン接種推進室</u> <u>（以下、「ワクチン推進室」とする。）</u> | 1 医師会、医療機関等との連携に関すること 2 医療救護所等の設営及び医療・助産救護体制に関すること 3 防疫及び感染症予防体制に関すること 4 医薬品等の調達体制に関すること 5 医療救護資機材及び物資の整備に関すること 6 医療ボランティアの受入及び配置に関する こと 7 遺体収容所等の設置及び管理運営体制に関する こと 8 遺体検案の協力体制に関すること 9 NBC災害対策マニュアルに関すること | 健康部（保健所） （追加） | 1 医師会、医療機関等との連携に関すること 2 医療救護所等の設営及び医療・助産救護体制に関する こと 3 防疫及び感染症予防体制に関すること 4 医薬品等の調達体制に関すること 5 医療救護資機材及び物資の整備に関すること 6 医療ボランティアの受入及び配置に関する こと 7 遺体収容所等の設置及び管理運営体制に関する こと 8 遺体検案の協力体制に関すること 9 NBC災害対策マニュアルに関すること |
| こども未来部 | 1 事態等における乳幼児対策に関すること 2 応急保育に関すること 3 避難所の設営及び運営計画の協力に関する こと | こども未来部 | 1 事態等における乳幼児対策に関すること 2 応急保育に関すること 3 避難所の設営及び運営計画の協力に関する こと |

| | | | |
|----------|--|----------|--|
| 環境清掃部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 事態等における環境関係機関との連絡調整等に関すること 2 ごみ及びし尿の収集・処理計画に関すること 3 災害廃棄物等の処理計画に関すること 4 避難所の設営及び運営計画の協力に関すること | 環境清掃部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 事態等における環境関係機関との連絡調整等に関すること 2 ごみ及びし尿の収集・処理計画に関すること 3 災害廃棄物等の処理計画に関すること 4 避難所の設営及び運営計画の協力に関すること |
| 都市整備部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>被災建築物の復旧相談及び技術指導計画に関すること</u> 2 <u>被災住宅の応急修理計画に関すること</u> 3 <u>応急仮設住宅等措置の策定体制に関すること</u> 4 <u>被災建築物の応急危険度判定体制に関すること</u> 5 <u>被災建築物の被災状況の調査体制に関すること</u> | 都市整備部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>被災住宅の危険度判定体制に関すること</u> 2 <u>被災住宅の応急修理計画に関すること</u> 3 <u>被災建築物の復旧相談及び技術指導計画に関すること</u> 4 <u>応急仮設住宅等措置の策定体制に関すること</u> |
| 土木部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁及び河川の保全計画に関すること 2 道路、橋梁、河川等の被害状況の調査方法に関すること 3 道路等の障害物の除去計画について 4 道路、橋梁、河川等の応急復旧及び復旧計画に関すること 5 公園施設の保全計画に関すること 6 遺体の搬送及び収容の体制に関すること | 土木部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁及び河川の保全計画に関すること 2 道路、橋梁、河川等の被害状況の調査方法に関すること 3 道路等の障害物の除去計画について 4 道路、橋梁、河川等の応急復旧及び復旧計画に関すること 5 公園施設の保全計画に関すること 6 遺体の搬送及び収容の体制に関すること |
| 教育委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> 1 都教育庁、区教育委員会及び各学校との連絡体制に関すること 2 区立学校等の予防対策に関すること | 教育委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> 1 都教育庁、区教育委員会及び各学校との連絡体制に関すること 2 区立学校等の予防対策に関すること |

| | |
|--------|---|
| | 3 区立学校等の被害状況の調査体制に関する こと 4 応急教育施設の応急復旧計画に関する こと 5 被災児童及び生徒の救護の体制に関する こと 6 応急教育計画に関する こと 7 学校給食及び児童生徒の保健衛生体制に 関 ること 8 教材、学用品等の調達計画に関する こと 9 避難所の設置及び運営計画の協力に 関 ること 10 区立図書館の管理運営に関する こと |
| 区議会事務局 | 1 区議会との連絡体制に関する こと 2 区議会における国民保護に関する計 画等 に関する こと |

以下、表略

2～4 省略

第2～5 省略

第6 研修及び訓練

1 省略

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、区民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練にお

| | |
|--------|---|
| | 3 区立学校等の被害状況の調査体制に関する こと 4 応急教育施設の応急復旧計画に関する こと 5 被災児童及び生徒の救護の体制に関する こと 6 応急教育計画に関する こと 7 学校給食及び児童生徒の保健衛生体制に 関 ること 8 教材、学用品等の調達計画に関する こと 9 避難所の設置及び運営計画の協力に 関 ること 10 区立図書館の管理運営に関する こと |
| 区議会事務局 | 1 区議会との連絡体制に関する こと 2 区議会における国民保護に関する計 画等 に関する こと |

以下、表略

2～4 省略

第2～5 省略

第6 研修及び訓練

1 省略

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、区民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓

るシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2)～(3) 省略

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する

平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

《区において集約・整理すべき主な基礎的資料》

- 住宅地図
- ※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
- 区内の道路網のリスト
- ※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区市町村道等の道路のリスト
- 輸送力のリスト
- ※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
- ※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
- 避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース)
- ※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト

練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部、自衛隊との連携を図る。

(2)～(3) 省略

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する

平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

《区において集約・整理すべき主な基礎的資料》

- 住宅地図
- ※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
- 区内の道路網のリスト
- ※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区市町村道等の道路のリスト
- 輸送力のリスト
- ※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
- ※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
- 避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース)
- ※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト

- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ※ 備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- ※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町会・自治会、災害協力隊等の連絡先等一覧
- ※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
- 消防機関のリスト
- ※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧
- 避難行動要支援者名簿

(2) 省略

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置し、都の要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

欄外*（削除）

2~4 省略

5 避難施設の指定への協力

- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ※ 備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- ※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町会・自治会、災害協力隊等の連絡先等一覧
- ※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
- 消防機関のリスト
- ※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧
- （追加）

(2) 省略

(3) 高齢者、障害者等要配慮者（*）への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応に準じて避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において「要配慮者対策班」を設置し、都の要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

欄外* 高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他特に配慮を必要とする者。

2~4 省略

5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

| 区分 | 用途 | 施設（例示） |
|--------|---|---|
| 避難所 | ○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所 | ・小、中、高等学校 ・公民館・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース ※ ・地下街 ※ 等 |
| 二次避難所* | ○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所 | ・社会福祉施設 等 |
| 避難場所 | ○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース | ・都立公園 ・河川敷 等 |

(追加) *区の地域防災計画では二次避難所を福祉避難所としている

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

| 区分 | 用途 | 施設（例示） |
|------|---|---|
| 避難所 | ○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所 | ・小、中、高等学校 ・公民館・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース ※ ・地下街 ※ 等 |
| 二次避難 | ○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所 | ・社会福祉施設 等 |
| 避難場所 | ○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース | ・都立公園 ・河川敷 等 |

(追加)

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第3章 省略

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護に関する啓発

- (1) ～ (4) 省略
- (5) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2～3 省略

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 省略

第2章 区対策本部の設置等

1 区対策本部の設置

- (1) ～ (2) 省略
- (3) 区対策本部の組織構成及び各組織の機能

区は、区内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第3章 省略

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護啓発に関する啓発

- (1) ～ (4) 略
- (5) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2～3 省略

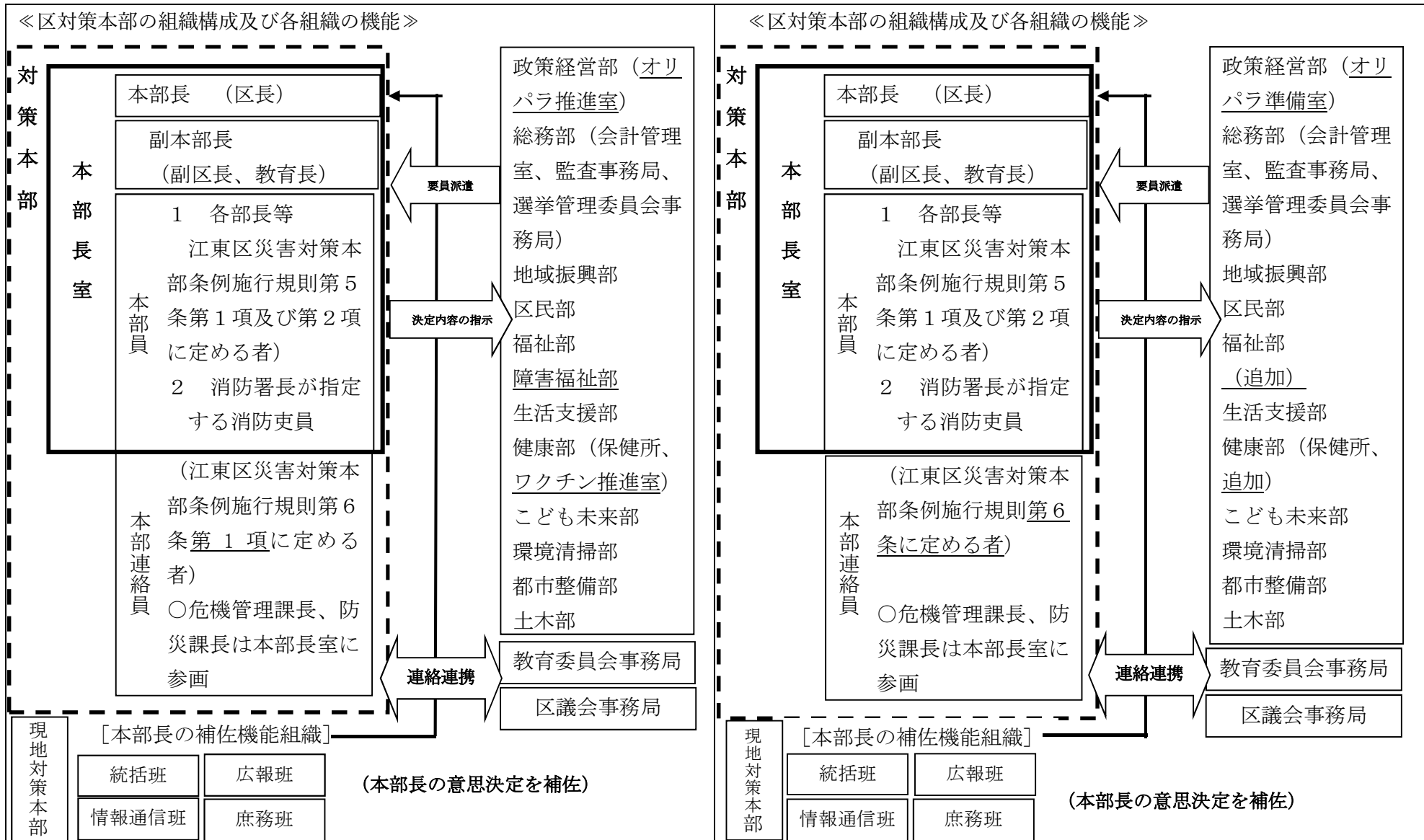
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 省略

第2章 区対策本部の設置等

1 区対策本部の設置

- (1) ～ (2) 省略
- (3) 区対策本部の組織構成及び各組織の機能



| ≪本部長の補佐機能組織≫ 省略 【区の各部・隊における武力攻撃事態における業務】 ①～② 省略 表 | | | ≪本部長の補佐機能組織≫ 省略 【区の各部・隊における武力攻撃事態における業務】 ①～② 省略 表 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 保護対策各部 | 隊の運用単位 (○印は本部長の補佐機能組織) | | 保護対策各部 | 隊の運用単位 (○印は本部長の補佐機能組織) | |
| 政策経営部 (オリパラ推進室含む) | 企画課 オリパラ推進室 財政課 ○広報広聴課 情報システム課 | 1 国民保護措置関係予算に関すること 2 国民保護における広報及び広聴に関すること 3 報道機関との連絡に関すること 4 復旧及び復興に係る企画及び調整に関すること | 政策経営部 (オリパラ準備室含む) | 企画 オリパラ準備室 財政 ○広報広聴 情報システム | 1 国民保護措置関係予算に関すること 2 国民保護における広報及び広聴に関すること 3 報道機関との連絡に関すること 4 復旧及び復興に係る企画及び調整に関すること |
| 総務部 (以下を含む。) ・会計管理室 ・選挙管理委員会事務局 ・監査事務局 | ○総務課 ○職員課 経理課 営繕課 人権推進課 男女共同参画推進センター ○危機管理課 | 1 本部長室の庶務及び運営等に関すること 2 区国民保護対策本部等の運営に関すること 3 本部の指令及び調整に関すること | 総務部 (以下を含む。) ・会計管理室 ・選挙管理委員会事務局 ・監査事務局 | ○総務 ○職員 経理 営繕 人権推進 男女協働参画推進センター ○危機管理 | 1 本部長室の庶務及び運営等に関すること 2 区国民保護対策本部等の運営に関すること 3 本部の指令及び調整に関すること |

| | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|
| | <p>○防災課 会計管理室 選挙管理委員会 事務局 監査事務局</p> | <p>4 都国民保護対策本部等との連絡調整及び要請等に関すること 5 関係各機関との連絡調整に関すること 6 被害情報の収集及び通信連絡等に関すること 7 警報及び緊急通報の内容の伝達等に関すること 8 避難指示の伝達及び避難実施要領の作成並びに避難誘導に関すること 9 救助物資、資機材・車両及び労力の調達及び配分、配備に関すること 10 国民保護措置の記録に関すること 11 特殊標章に関すること 12 職員の動員、配備及び給食に関すること 13 国民保護措置に必要な現金・物品の出納に関すること</p> | | <p>○防災 会計管理室 選挙管理委員会 事務局 監査事務局</p> | <p>4 都国民保護対策本部等との連絡調整及び要請等に関すること 5 関係各機関との連絡調整に関すること 6 被害情報の収集及び通信連絡等に関すること 7 警報及び緊急通報の内容の伝達等に関すること 8 避難指示の伝達及び避難実施要領の作成並びに避難誘導に関すること 9 救助物資、資機材・車両及び労力の調達及び配分、配備に関すること 10 国民保護措置の記録に関すること 11 特殊標章に関すること 12 職員の動員、配備及び給食に関すること 13 国民保護措置に必要な現金・物品の出納に関すること</p> |
|--|---|--|--|--|--|

| | | | | | |
|-------|--|---|-------|-------------------------------------|---|
| 地域振興部 | 地域振興課 経済課 文化観光課 スポーツ振興課 青少年課 | 1 日本赤十字社との連絡・調整に関する事 2 外国人への支援対策に関する事 3 外国人に関する安否情報の提供等の協力に関する事 4 要配慮者対策への協力に関する事 5 義援金及び義援物資の受領及び配分に関する事 6 町会・自治会に対する警報等の内容の伝達に関する事 7 避難所運営の協力に関する事 8 商工業等の被害状況調査及び報告に関する事 9 商工業の国民保護対策に関する事 10 商工業に関するり災証明の交付に関する事 | 地域振興部 | 地域振興 経済 文化観光 スポーツ振興 青少年 | 1 日本赤十字社との連絡・調整に関する事 2 外国人への支援対策に関する事 3 外国人に関する安否情報の提供等の協力に関する事 4 要配慮者対策への協力に関する事 5 義援金及び義援物資の受領及び配分に関する事 6 町会・自治会に対する警報等の内容の伝達に関する事 7 避難所運営の協力に関する事 8 商工業等の被害状況調査及び報告に関する事 9 商工業の国民保護対策に関する事 10 商工業に関するり災証明の交付に関する事 |
| 区民部 | 区民課 豊洲特別出張所 課税課 | 1 被災住宅等の被害認定に係る調査及び報告に関する事 | 区民部 | 区民 豊洲特別出張所 課税 | 1 被災住宅等の被害認定に係る調査及び報告に関する事 |

| | | | | | |
|-----|--|--|-------------|--|--|
| | 納税課 | と 2 遺体の収容及び管理等への協力に関すること 3 埋火葬許可証の発行に関すること 4 安否情報の整理及び提供に関すること 5 り災証明書等の交付に関すること 6 救援物資等の輸送に関すること 7 応急給水活動の実施に関すること 8 避難場所及び避難所への避難誘導への協力に関すること | | 納税 | と 2 遺体の収容及び管理等への協力に関すること 3 埋火葬許可証の発行に関すること 4 安否情報の整理及び提供に関すること 5 り災証明書等の交付に関すること 6 救援物資等の輸送に関すること 7 応急給水活動の実施に関すること 8 避難場所及び避難所への避難誘導への協力に関すること |
| 福祉部 | 福祉課 長寿応援課 地域ケア推進課 介護保険課 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> | <u>1 要配慮者（高齢者をいう）対策に関すること</u> 2 一般ボランティアの受入及び配置に関すること 3 社会福祉団体との連絡調整に関すること 4 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること | 福祉部 (追加) | 福祉 長寿応援 地域ケア推進 介護保険 <u>障害者支援</u> <u>塩浜福祉園</u> | <u>1 要配慮者対策に関すること</u> 2 一般ボランティアの受入及び配置に関すること 3 社会福祉団体との連絡調整に関すること 4 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること |

| | | | | | |
|----------------------|---|---|--------------|--|---|
| | | 5 避難行動要支援者支援班の編成及び運営に関すること | | | 5 要配慮者対策班の編成及び運営に関すること |
| 障害福祉部 | 障害者施策課 障害者支援課 | 1 要配慮者（障害者等をいう）対策に関すること 2 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること 3 避難行動要支援者支援班の編成及び運営に関すること | (追加) | (追加) | (追加) |
| 生活支援部 | 医療保険課 保護第一課 保護第二課 | 1 避難所の設営及び管理運営に関すること 2 避難所運営の活動統制に関すること 3 被災した保護世帯等への支援対策に関すること | 生活支援部 | 医療保険 保護第一 保護第二 | 1 避難所の設営及び管理運営に関すること 2 避難所運営の活動統制に関すること 3 被災した保護世帯等への支援対策に関すること |
| 健康部 (保健所、ワクチン推進室) | 健康推進課 生活衛生課 保健予防課 城東保健相談所 深川保健相談所 深川南部保健相談所 城東南部保健相談所 | 1 医師会、医療機関等との連携に関すること 2 日本赤十字社との医療連携に関すること 3 医療救護活動に関すること 4 医療救護所等の設置及び管理運営に関すること 5 医薬品等の調達に関すること | 健康部 (保健所) | 健康推進 生活衛生 保健予防 城東保健相談所 深川保健相談所 深川南部保健相談所 城東南部保健相談所 | 1 医師会、医療機関等との連携に関すること 2 日本赤十字社との医療連携に関すること 3 医療救護活動に関すること 4 医療救護所等の設置及び管理運営に関すること 5 医薬品等の調達に関すること |

| | | | | | |
|--------|---|--|--------|--|--|
| | | <p>6 医療ボランティアの受入及び配置に関すること</p> <p>7 遺体収容所等の設置及び管理運営に関すること</p> <p>8 避難所及び避難場所における保健衛生に関すること</p> <p>9 食品等の衛生監視に関すること</p> <p>10 助産救護及び防疫業務に関すること</p> <p>11 被災者の栄養指導及び栄養調査に関すること</p> <p>12 医療救護班及び保健活動班の編成及び運営に関すること</p> | | | <p>6 医療ボランティアの受入及び配置に関すること</p> <p>7 遺体収容所等の設置及び管理運営に関すること</p> <p>8 避難所及び避難場所における保健衛生に関すること</p> <p>9 食品等の衛生監視に関すること</p> <p>10 助産救護及び防疫業務に関すること</p> <p>11 被災者の栄養指導及び栄養調査に関すること</p> <p>12 医療救護班及び保健活動班の編成及び運営に関すること</p> |
| こども未来部 | <u>こども家庭支援課</u> <u>保育計画課</u> <u>保育課</u> | <p>1 事態等発生時の乳幼児対策に関すること</p> <p>2 被災園児の救護及び応急保育に関すること</p> <p>3 応急保育の実施計画に関すること</p> <p>4 避難所の設置及び運営の協力に関すること</p> | こども未来部 | <u>子育て支援</u> <u>保育計画</u> <u>保育</u> | <p>1 事態等発生時の乳幼児対策に関すること</p> <p>2 被災園児の救護及び応急保育に関すること</p> <p>3 応急保育の実施計画に関すること</p> <p>4 避難所の設置及び運営の協力に関すること</p> |

| | | | | | |
|-------|---|--|-------|---|--|
| 環境清掃部 | 温暖化対策課 環境保全課 清掃リサイクル課 清掃事務所 | 1 事態等発生時の環境関係 機関との連絡調整等に関する こと 2 ごみ及びし尿の収集、運 搬、処理に関すること 3 災害廃棄物等の処理等に 関すること 4 避難所の設置及び運営の 協力に関すること | 環境清掃部 | 温暖化対策 環境保全 清掃リサイクル 清掃事務所 | 1 事態等発生時の環境関係 機関との連絡調整等に関する こと 2 ごみ及びし尿の収集、運 搬、処理に関すること 3 災害廃棄物等の処理等に 関すること 4 避難所の設置及び運営の 協力に関すること |
| 都市整備部 | 都市計画課 まちづくり推進 課 住宅課 建築課 建築調整課 地域整備課 | 1 被災建築物の復旧相談及 び技術指導実施に関すること 2 被災住宅の応急修理に関 すること 3 応急仮設住宅等の建設に 関すること 4 被災建築物の応急危険度 判定の実施に関すること 5 被災建築物の被災状況の 調査実施に関すること | 都市整備部 | 都市計画 まちづくり推進 住宅 建築 建築調整 地域整備 | 1 住宅等建築物の被災状況 の調査に関すること 2 被災住宅の応急修理に関 すること 3 応急仮設住宅等の建設に 関すること 4 被災建築物応急危険度判 定の実施に関すること 5 (追加) |
| 土木部 | 管理課 道路課 河川公園課 施設保全課 | 1 土木施設の被害状況調査 及び報告に関すること | 土木部 | 管理 道路 河川公園 施設保全 | 1 土木施設の被害状況調査 及び報告に関すること |

| | | | | | |
|----------|---|--|----------|---|--|
| | 交通対策課 | <ul style="list-style-type: none"> 2 事態等発生時における堤防、道路及び橋梁等の点検、整備及び復旧に関すること 3 事態等に伴う水防活動に関すること 4 道路及び河川の障害物除去に関すること 5 遺体の搬送及び収容に関すること 6 火葬場との連絡調整に関すること | | 交通対策 | <ul style="list-style-type: none"> 2 事態等発生時における堤防、道路及び橋梁等の点検、整備及び復旧に関すること 3 事態等に伴う水防活動に関すること 4 道路及び河川の障害物除去に関すること 5 遺体の搬送及び収容に関すること 6 火葬場との連絡調整に関すること |
| 教育委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> 庶務課 学校施設課 学務課 指導室 教育支援課 地域教育課 教育センター 図書館 | <ul style="list-style-type: none"> 1 区立学校等との連絡に関すること 2 区教育施設の被害状況調査、報告及び応急修理に関すること 3 避難所の設営及び管理運営に関すること 4 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること 5 応急学童保育に関すること 6 応急教育に関すること 7 区立図書館の管理運営に | 教育委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> 庶務 学校施設 学務 指導室 学校支援 放課後支援 教育センター 図書館 | <ul style="list-style-type: none"> 1 区立学校等との連絡に関すること 2 区教育施設の被害状況調査、報告及び応急修理に関すること 3 避難所の設営及び管理運営に関すること 4 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること 5 応急学童保育に関すること 6 応急教育に関すること 7 区立図書館の管理運営に |

| | | |
|--------|--------|---|
| | | 関すること |
| 区議会事務局 | 区議会事務局 | 1 区議会との連絡に関する こと 2 総務部の応援に関する こと |

以降省略

2～3 省略

第3章 関係機関相互の連携

1 国・都の対策本部との連携

(1) 省略

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。必要に応じて、国・都と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会(*)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする

2～6 省略

7 災害協力隊等に対する支援等

| | | |
|--------|--------|---|
| | | 関すること |
| 区議会事務局 | 区議会事務局 | 1 区議会との連絡に関する こと 2 総務部の応援に関する こと |

以降省略

2～3 省略

第3章 関係機関相互の連携

1 国・都の対策本部との連携

(1) 省略

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。(追加)

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会(*)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2～6 省略

7 災害協力隊等に対する支援等

(1) 省略

(2) ボランティア活動への支援等

東京都災害ボランティアセンター（*）注釈部

*ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるように支援するため、都が東京ボランティア・市民活動センターと協働で設置する災害ボランティアセンター。

第4章 省略

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 省略

2 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。区長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合においては、原則として、防災行政無線（同報無線）で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して区民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合
ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線

(1) 省略

(2) ボランティア活動への支援等

東京都災害ボランティアセンター（*）注釈部

*ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるように支援するため、都が東京ボランティア・市民活動センターと協働で設置・運営する災害ボランティアセンター。

第4章 省略

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 省略

2 警報の内容

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合においては、原則として、防災行政無線（同報無線）で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して区民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合
ア 原則として、サイレンは使用せず、防

(同報無線) やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

※ (追加) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 省略

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

第2 避難住民の誘導等

1 省略

2 避難実施要領の策定

(1) ~ (2) 省略

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する

①~⑤省略

⑥要支援者の避難方法の決定

(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)

災行政無線 (同報無線) やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

※ (追加)

(2) 省略

(3) 警報の内容の伝達においては、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対し、迅速に正しい情報が伝達されるよう配慮し、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

第2 避難住民の誘導等

1 省略

2 避難実施要領の策定

(1) ~ (2) 省略

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する

①~⑤省略

⑥要配慮者の避難方法の決定

(追加)

⑦～⑩ 省略

(4)～(5) 省略

3 避難住民の誘導

(1)～(5)

(6) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う）。

なお、避難行動要支援者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) (追加) 大規模集客施設等における避難

区は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8)～(15)

4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

① 屋外で突発的に発生

《該当する事態類型と避難上の留意点》

⑦～⑩ 省略

(4)～(5) 省略

3 避難住民の誘導

(1)～(5)

(6) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(追加)

(6)～(14)

4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

① 屋外で突発的に発生

《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 (省略)

弾道ミサイル攻撃の場合 (通常弾頭、BC弾頭)

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

※ (追加) 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、区は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、区全域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 (省略)

弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭、BC弾頭)

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

※ (追加)

する。

② 省略

(2)～(4) 省略

第6章 省略

第7章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷あるいは死亡した住民の安否情報に関して原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式(以下、「省令様式」という)第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下「安否情報システム」という。)を用いて都に報告する。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合など、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

② 省略

(2)～(4) 省略

第6章 省略

第7章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。)に規定する様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下「安否情報システム」という。)への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合など、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3～4

省略

第8章 武力攻撃災害への対処

第1～2 省略

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 省略

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安庁（海上保安部）、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

第9章 省略

第10章 保健衛生の確保その他の措置

1 省略

2 廃棄物の処理

(1) 省略

(2) 廃棄物処理対策

- ① 区は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」
(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対

3～4

省略

第8章 武力攻撃災害への対処

第1～2 省略

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 省略

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部長、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

第9章 省略

第10章 保健衛生の確保その他の措置

1 省略

2 廃棄物の処理

(1) 省略

(2) 廃棄物処理対策

- ① 区は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」
(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)

策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

第4編 省略

第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応

第1章 初動対応力の強化

1 省略

2 対応マニュアルの整備

(1) 大規模テロ等発生時の対応マニュアル等の整備

区は、都が作成する「東京都大規模テロ等対応要領」及び区の特性を踏まえ、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対応の手順等を明らかにしたマニュアルの整備に努める。

3～7 省略

第2～4章 省略

以上

等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

第4編 省略

第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応

第1章 初動対応力の強化

1 省略

2 対応マニュアルの整備

(1) 大規模テロ等発生時の対応マニュアル等の整備

区は、都が作成する「東京都大規模テロ等対応マニュアル（仮称）」及び区の特性を踏まえ、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対応の手順等を明らかにしたマニュアルの整備に努める。

3～7 省略

第2～4章 省略

以上